

## 議第28号

### 滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 2月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

#### 滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

滋賀県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成15年滋賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の2第1項に規定する」を削り、「以下「広域化等支援方針」という」を「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）第4条の規定による改正前の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の2第1項に規定する広域化等支援方針をいう。以下この条において同じ」に改め、「、同法第68条の3の規定に基づき」を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。